4　前三項に規定するもののほか、ユニット型介護医療院の設備構造の基準は、次に定めるところによる。

一　ユニット型介護医療院の建物（入居者の療養生活のために使用しない附属の建物を除く。以下この号及び次項において同じ。）は、耐火建築物とすること。ただし、次のいずれかの要件を満たす二階建て又は平屋建てのユニット型介護医療院の建物にあっては、準耐火建築物とすることができる。

イ　（略）

ロ　療養室等を二階又は地階に設けている場合であって、次に掲げる要件の全てを満たすこと。

(1)　当該ユニット型介護医療院の所在地を管轄する消防長又は消防署長と相談の上、第五十四条において準用する第三十二条第一項の計画に入居者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。

(2)　第五十四条において準用する第三十二条第一項の規定による訓練については、同項の計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。

(3)　（略）

二～八　（略）

5　（略）

（介護医療院サービスの取扱方針）

第四十七条　（略）

2～7　（略）

8　ユニット型介護医療院は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一　身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

二・三　（略）

9　（略）

（運営規程）

第五十一条　ユニット型介護医療院は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

一～七　（略）

八　虐待の防止のための措置に関する事項

九　（略）

（勤務体制の確保等）

第五十二条　（略）

2・3　（略）

4　ユニット型介護医療院は、従業者に対し、その資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。その際、当該ユニット型介護医療院は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

4　前三項に規定するもののほか、ユニット型介護医療院の設備構造の基準は、次に定めるところによる。

一　ユニット型介護医療院の建物（入居者の療養生活のために使用しない附属の建物を除く。以下この号及び次項において同じ。）は、耐火建築物とすること。ただし、次のいずれかの要件を満たす二階建て又は平屋建てのユニット型介護医療院の建物にあっては、準耐火建築物とすることができる。

イ　（略）

ロ　療養室等を二階又は地階に設けている場合であって、次に掲げる要件の全てを満たすこと。

(1)　当該ユニット型介護医療院の所在地を管轄する消防長又は消防署長と相談の上、第五十四条において準用する第三十二条の計画に入居者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。

(2)　第五十四条において準用する第三十二条の規定による訓練については、同条の計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。

(3)　（略）

二～八　（略）

5　（略）

（介護医療院サービスの取扱方針）

第四十七条　（略）

2～7　（略）

8　ユニット型介護医療院は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一　身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

二・三　（略）

9　（略）

（運営規程）

第五十一条　ユニット型介護医療院は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

一～七　（略）

（新設）

八　（略）

（勤務体制の確保等）

第五十二条　（略）

2・3　（略）

4　ユニット型介護医療院は、従業者に対し、その資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。